

## 余剰検体の業務、教育、研究のための使用について

あなたが小倉医療センターで診療をうけられますと、あなたの病気やあなた自身に関する様々な検査試料や診療情報などが発生します。

例：病歴（カルテ）、レントゲン写真などの画像情報、血液などの検査試料、生検試料（内視鏡検査などの際に採取した組織の一部）、手術で切除した組織やその写真 など

それらの試料や情報は、診療上不必要となった場合でも、医学研究のための大切な試料となる場合があります。

### 余剰検体の研究への利用

小倉医療センターは、診療後に不要になった検体（以下これらを「余剰検体」と総称します）を研究検体とさせていただく場合、原則として検体の提供者である患者さんに研究への利用の同意をいただくことになっていますが、研究対象となる患者さんご本人全てから同意を取ることが不可能と判断した場合、その判断が妥当であり、その研究が公衆衛生の向上のために特に必要で、かつ、被験者となる者が被験者となることを拒否できるよう研究内容を公開することを前提に小倉医療センター倫理審査委員会の審査において承認されれば、病院長の許可を持って患者さんの同意なしに余剰検体を研究に利用をさせていただきます。ただし、ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関しては、原則、文書による同意を必須としています。

余剰検体の利用については「臨床検査を終了した検体の業務、教育、研究のための使用について－日本臨床検査医学会の見解－」、「病理検体の目的外使用に関する提言－日本病理学会」、「臨床研究に関する倫理指針」、「疫学研究に関する倫理指針」、「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」、「個人情報保護法」を遵守し行っております。

### 研究で使用する余剰検体に係る個人情報の保護

- ・ 小倉医療センターで行われる研究においては、申請された研究毎に小倉医療センター倫理審査委員会で個人情報が厳格に保護されていることを審査し、それに適合した研究のみが承認されています。
- ・ 連結不可能匿名化（個人を識別できないように、検体に対応する個人情報すべてを不可逆的に削除すること）されている余剰検体の場合、研究への使用は指針に基づき許可されています。

### 付記

1. 上記のうち、同意しがたい事項がある場合は、御手数ですが担当医へお申し出いただき、不同意書（別紙）をご提出ください。
2. お申し出がないものについては、上記の運用で余剰検体を取り扱わせていただきます。
3. これらのお申し出は、後からいつでも撤回、変更等を行うことができます。
4. この件に関するご質問は、担当医にお尋ねください。

電話 093-921-8881（代表）

平成 23 年 7 月 小倉医療センター 院長